

# 平成 19 年度 都市税制改正に関する意見

平成 18 年 9 月

全 国 市 長 会

平成 18 年度までの三位一体の改革では、所得税から個人住民税へ 3 兆円の税源移譲が実現したものの、地方の自由度の拡大という点では極めて不十分な結果であった。

このため、全国市長会をはじめとする地方六団体は、平成 19 年度以降も地方分権改革を更に推進するため、12 年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使し、「地方分権の推進に関する意見書」を内閣と国会に提出した。

この意見書では、更なる税源移譲により、「国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。」こと等税財政改革を中心とした 7 つの提言を行い、その早期実現を求めた。

平成 18 年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」及び 7 月 21 日の「地方分権の推進に関する意見書」に対する内閣の回答において、地方税については、「国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。」とされ、また、地方分権に向けて関係法令の一括した見直し等により、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図ることなど、種々の制度改革等を行うとの方針が示された。

地方自治体が自立した行財政運営ができる真の地方分権社会を実現するためには、この基本方針等が平成 19 年度以降における国の予算編成や税制改正の過程において着実に具体化されることが重要である。

国においては、平成 19 年度の税制改正においても、地方自治体の意見を十分反映しつつ、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤が確立されるよう、下記事項について必要な措置を講じるよう要請する。

## 1 地方分権改革に向けた国・地方間の税源配分の是正

地方分権を一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、偏在性の少ない消費税を含めた国税からの税源移譲により地方税の充実を図る必要がある。

そのため、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指すなど抜本的な改革を行うこと。

## 2 都市税源の充実強化

### (1) 個人住民税の充実確保について

地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する個人住民税は、市町村が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するためのものであることを踏まえ、市町村への配分の充実を図ること。

個人住民税均等割については、これまでの 1 人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

個人住民税における生命保険料控除等については、本来住民税の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。

また、配偶者控除などの人的控除についても課税の公平・中立・簡素などの観点から見直しを行うこと。

個人住民税については、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年課税の仕組みを採っているが、所得発生時点と税の徴収時点との時間的間隔をできるだけ近づけ、本来の所得課税のあり方である所得の発生に応じた税負担を求めることとなるよう、所得税と同様の現年課税方式を検討すること。

## (2) 法人住民税の充実確保について

法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への配分を充実すること。

法人住民税均等割の税率を引き上げること。

日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来すなどの問題があるので、これらについて抜本的な見直しを行い、安定した税収入を確保できるように措置すること。

## (3) 固定資産税の安定的確保等について

固定資産税は、地方税の大宗をなしている重要な基幹税目であり、基礎的行政サービスを支えていることから、その安定的確保を図るため、次の措置を講じること。

償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行の評価額の最低限度5%を堅持すること。

非課税措置、課税標準の特例措置については、他の事業者と不均衡が生じているものや、担税力のある者を優遇する結果となっていることから見直すこと。

商業地等にかかる固定資産税の現行負担水準は、上限70%を堅持すること。

固定資産税等の徴収について、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定などにより、徴収努力のみでは、非常に困難な事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

## (4) 事業所税の充実について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和61年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、

その充実を図ること。

(5) 軽自動車税の充実・改善について

軽自動車税の標準税率は、軽自動車の規格が、平成10年の改正により大型化・高性能化が図られたにも関わらず、昭和59年度以降据え置かれたままである。そのため、自動車税との負担の均衡を考慮し、その税率格差を是正するため、標準税率を見直すこと。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるので、徴税効率及び課税事務の向上のため、標準税率、課税方法、課税対象等の課税制度の見直しを早急に行うこと。

(6) 市町村道路財源の充実について

市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比べ依然として低い状況であることから、市町村道路財源の充実を図ること。

(7) 航空機燃料譲与税の充実について

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

(8) 非課税措置等特別措置の整理合理化について

地方税における非課税措置、課税標準の特例措置等の特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

また、国税における租税特別措置についても見直しを行い、地方税収を確保すること。

(9) 政令指定都市等の税制上の措置について

政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配

分の特例が設けられ、これらの事務を行なっているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の特例措置を設けること。

市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の政令指定都市等への移管に当たっては、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限を移譲するとともに、所要全額について道府県からの税源移譲により措置をすること。

#### (10) 温暖化対策税制の導入について

温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

### 3 課税・徴収体制等の改善について

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくため、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、課税・徴収事務の効率化を図ること。

#### (1) 地方税の電子申告システムの安定的運営について

地方税の電子申告システムについては、その円滑な導入及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。

#### (2) 公的年金受給者に係る個人住民税の課税徴収事務の効率化等

## について

公的年金等からの特別徴収については、既に所得税や介護保険料において同様の制度が導入されており、個人住民税においても、徴収効率の向上及び高齢者に係る納税の利便性の向上に資するものであることから、早急に特別徴収制度を創設すること。なお、被用者年金制度の一元化に伴い新たに制度設計する仕組みの検討に際しては、税制上の措置も検討すること。

社会保険庁等からの公的年金等支払報告書は、紙による一覧表で提供されているため、市町村がそれを基に改めて電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、データ提供については、電磁的記録媒体により行うこと。

### (3) 課税に係る各種データの電磁的記録媒体による提供について

国税庁所管の確定申告データ及び配当・報酬等の資料一覧データについては、紙により提供されたものを市町村において電算入力を行っている。また、法務省所管の商業登記情報については、閲覧による情報収集を行うなど、多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、これらのデータ提供については、電磁的記録媒体により行うこと。

### (4) 地方税制についての住民への広報活動について

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、国・都道府県・市町村の間で税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県の協力体制を強化すること。

特に平成19年度に行われる税源移譲においては、国・都道府県・市町村の協力体制を強化し、周知徹底を図ること。

## 4 公営企業金融公庫の廃止後の新たな仕組みに関する非課税措

## 置の創設について

公営企業金融公庫の廃止後、地方自治体が共同して設立する新たな組織（地方共同法人）については、これまでの公営企業金融公庫と同様に全地方自治体のための資金調達を行うという機能を有することから、承継する既往資産を含め、所要の非課税措置を講じること。